

第3章 国際比較データベース概要

赤地麻由子

1. はじめに

1970年代以降の出生率の低下は、先進諸国に共通する経験である。本研究の目的は、こうした先進諸国の出生動向と経済社会動向、家族政策との関係を、横断的かつ時系列的に比較することによって、出生率に大きな影響を及ぼす経済社会特性、家族政策を特定することにある。これまで親委員会では、こうした関心のもと、収集されたデータを比較可能なものに加工し、データベース化する作業を進めてきた。本稿では、こうした本研究において収集された様々な国際比較データを資料として掲載する。

2. データベース概要

本研究では、先進諸国の少子化の動向とその要因を分析するため、(1) 出生率の動向、(2) 出生率の近接要因、(3) 社会経済的要因、(4) 家族政策の4つについて、時系列データを中心とする国際比較データの収集に努めてきた。以下ではここで集められた各種データの概要について紹介する。

(1) 出生率の動向

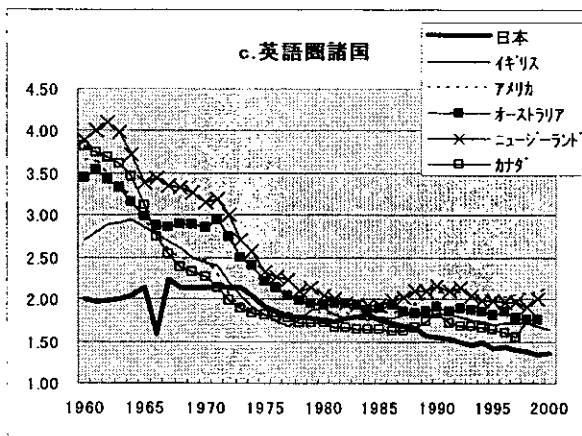
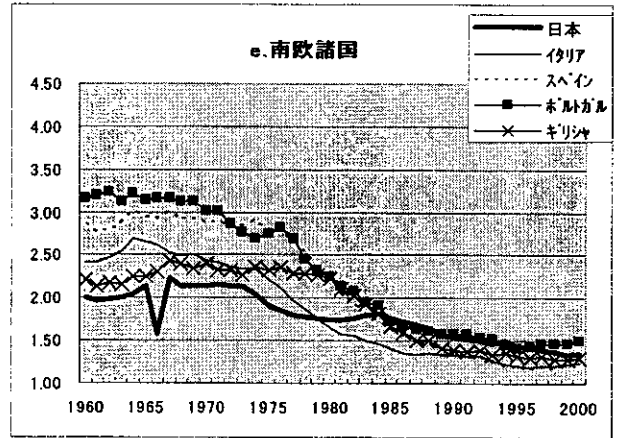
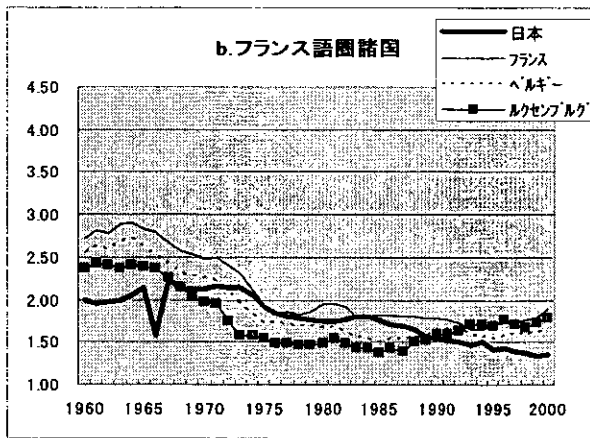
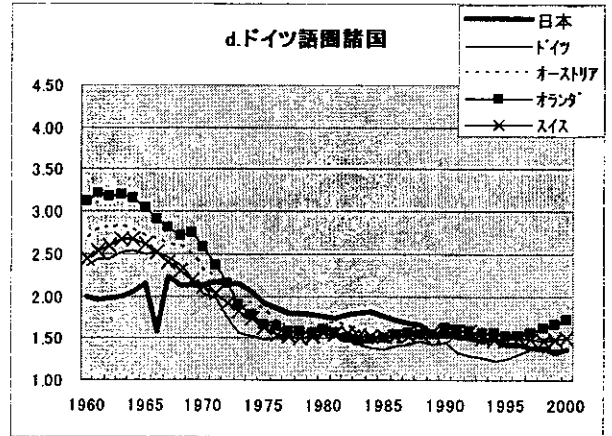
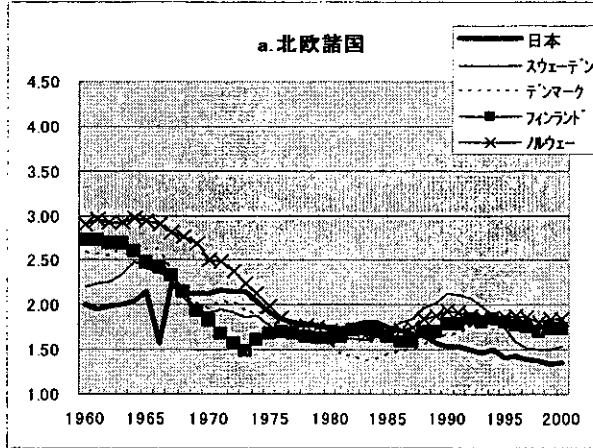
はじめに、各国の出生率の動向をみる指標として、合計特殊出生率 (TFR) の時系列データについてみる。この数値は、1人の女性が再生産年齢 (15-49歳) を経過する間に子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数で、女子の年齢別特殊出生率の合計値として算出される。

図 2-1 (a-e) は、各地域および日本の TFR の時系列変化を示したものである。これを見ると、1980年頃までは程度の差はあるものの、各国とも一貫して TFR の値が低下する傾向にあることが分かる。したがって先進諸国の出生率の動向に本研究が注目するような地域差がみられるようになるのは、1980年以降の、比較的最近のことといえる。

具体的には、a. 北欧諸国 (スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー)、b. フランス語圏諸国 (フランス、ベルギー、ルクセンブルグ)、c. 英語圏諸国 (イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ) では 80 年以降、出生率が横ばいまたは上昇する傾向にあるのに対して、d. ドイツ語圏諸国 (ドイツ、オーストリア、オランダ、スイス)、e. 南欧諸国 (イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ) では TFR の値が 1.5 を下回ってその後もじりじりと低下する傾向にある。また各グラフに太線で示した日本の TFR もドイツ語圏諸国・南欧諸国と同様に低下の傾向にある。

それでは、このような近年の先進諸国における出生動向の地域差は、どのような要因によってもたらされたものなのだろうか。出生率の近接要因、社会経済的要因、家族政策の3つについて出生率の動向との関連を考察することにしたい。

図 2-1 : TFR の時系列変化



(2) 出生率の近接要因

まずはじめに出生率の近接要因として、①平均初婚年齢、②第1子平均出生年齢、③婚外子割合、④合法中絶率の時系列変化についてみる。ここで、①平均初婚年齢、②第1子平均出生年齢は、結婚・出産のタイミングをみる指標であるが、こうした結婚・出産のタイミングの遅れが、先進諸国の少子化の一因と考えられている。また③婚外子割合、④合法中絶率は、出生行動に関する価値観の違いや伝統的な家族規範の強さをみる指標として有効だろう。

①平均初婚年齢

図2-2(a-e)は、各地域圏および日本の平均初婚年齢の時系列変化を示したものである。これより、平均初婚年齢は、各国とも1970年代後半から一貫して上昇する傾向にあることが分かる。また地域による差も比較的小さいが、そうしたなか北欧諸国の平均初婚年齢は、近年、他の国に比べて高くなる傾向にある。

②第1子平均出生年齢¹

図2-3は、各地域圏および日本における第1子平均出生年齢の時系列変化を示したものである。これより第1子平均出生年齢は、平均初婚年齢と同様に1980年以降、各国とも上昇する傾向にあることが分かる。また地域による違いは平均初婚年齢よりもさらに小さく、地域圏に特有の傾向はほとんど見られていない。しかし先にみた平均初婚年齢との関係でみると、北欧諸国では、平均初婚年齢よりも第1子平均出生年齢が早くなる傾向にあり²、婚外出産が一般化していることが示唆される。そしてこのことは、次に示す婚外子割合の高さからも確認することができる。

③婚外子割合

図2-4(a-e)は、各地域圏および日本の婚外子割合（全出生に対する嫡出でない子の割合）の時系列変化をグラフにしたものである。これみると先進諸国における婚外子割合は、近年、各国とも上昇する傾向にあるものの、その値は、国・地域による違いが非常に大きいことが分かる。すなわち北欧諸国、英語圏諸国、フランスで婚外子割合が高いのに対して、ドイツ語圏諸国や南欧諸国、日本などでは婚外子の割合が比較的低くなっている。

こうした結果は、今日の先進諸国における出生率の地域差が価値観や家族規範といったその国の文化的背景と関係している可能性を示唆している。そうしたなか、日本の婚外子割合についてみると、その値は他国に比べて極端に低く、わが国における伝統的な家族規範の強さが現在の低出生率に影響している可能性を指摘することができる。

¹ 第1子出生時の女性の平均年齢。但し日本は、国立社会保障・人口問題研究所が年齢別出生率を基に算出した数値。

² 本研究で収集されたデータについて、平均初婚年齢と第1子平均出生年齢の値を比較してみると、スウェーデンでは1974年以降、デンマークでは1980年以降、ノルウェーでは1987年以降、フィンランドでも1998年以降に平均初婚年齢が第1子平均出生年齢を上回っている。

④合法中絶率

図 2-5 (a-f) は、各地域圏および日本の合法中絶率（出生 100 に対する中絶数）の時系列変化を示したものである。このグラフから各地域における明確な傾向を指摘することは難しいが、右下の主要国に関するグラフ (f) をみると、近年、先進諸国の合法中絶率は 20-30% に収束しつつあるといえるかもしれない。

図 2-2：平均初婚年齢の時系列変化

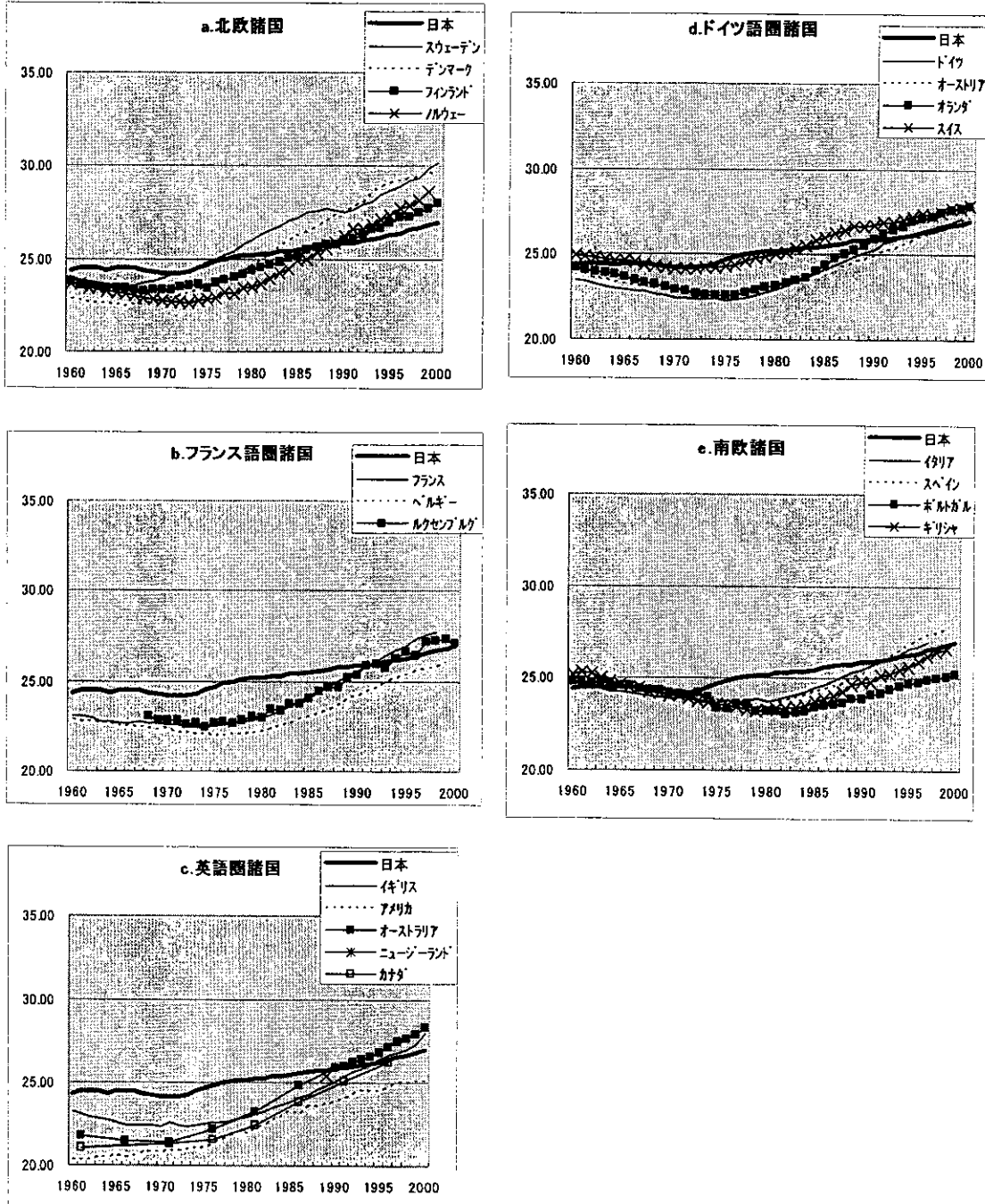


図 2-3 : 第 1 子平均出生年齢

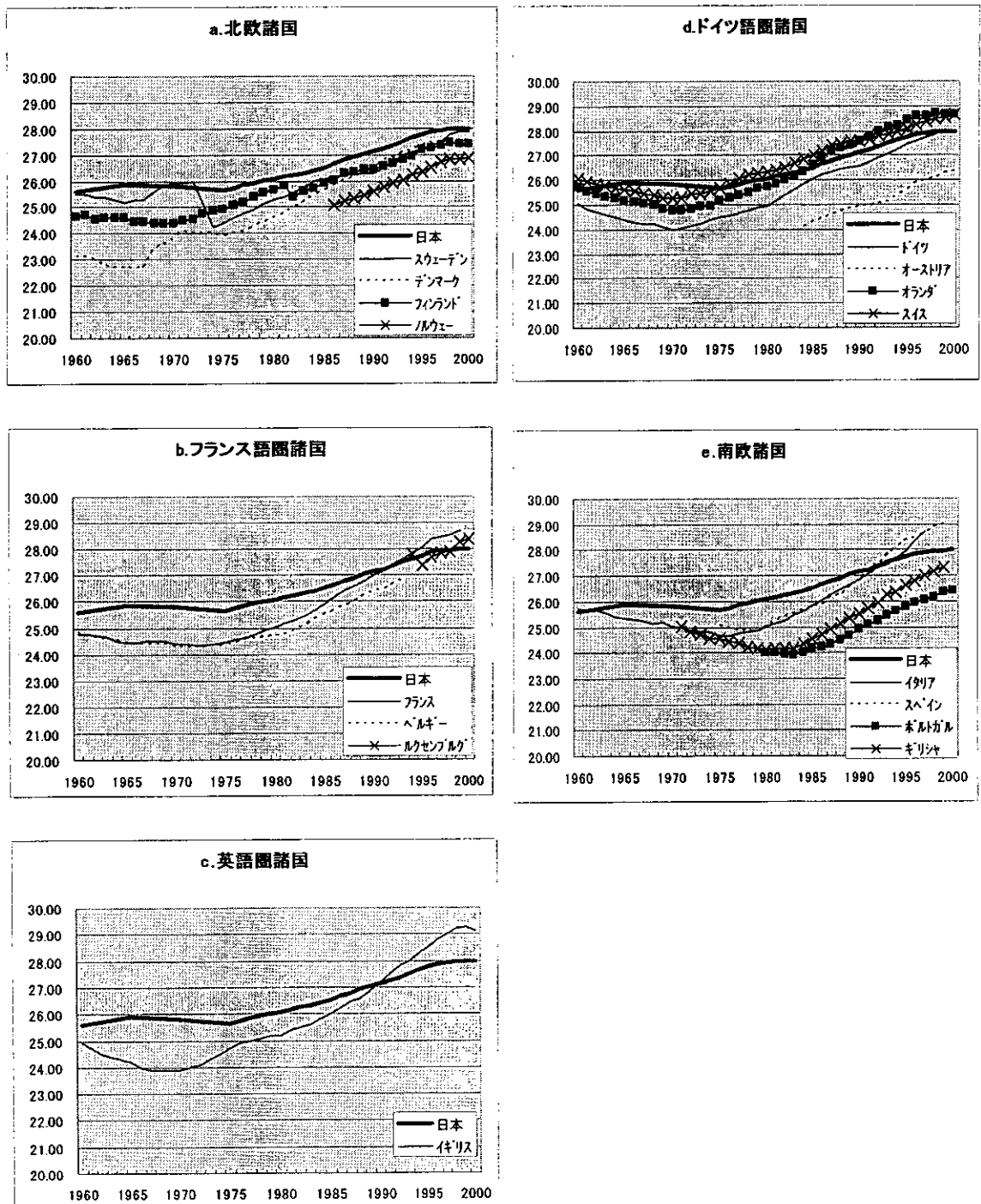


図 2-4 : 婚外子割合の時系列変化

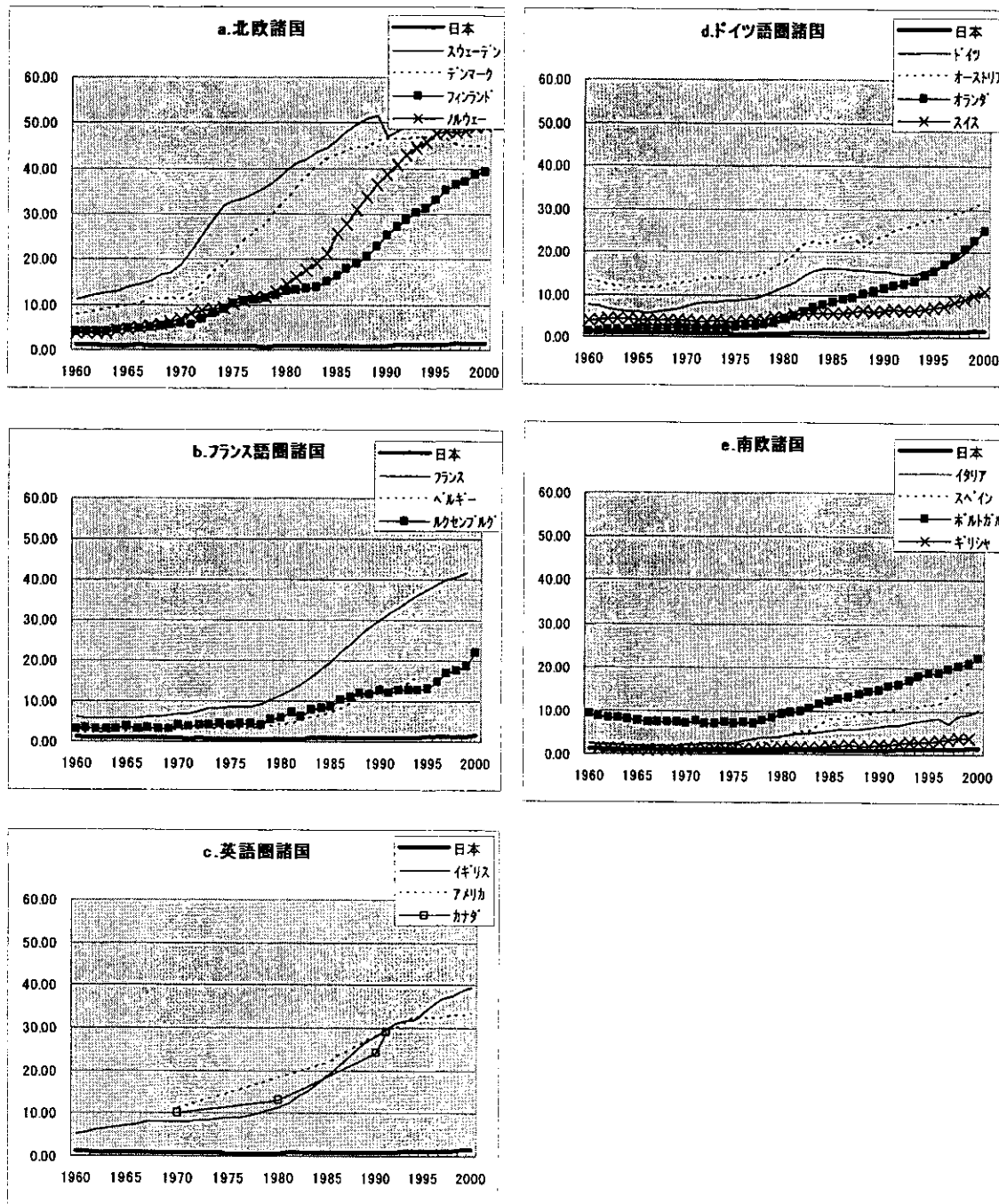
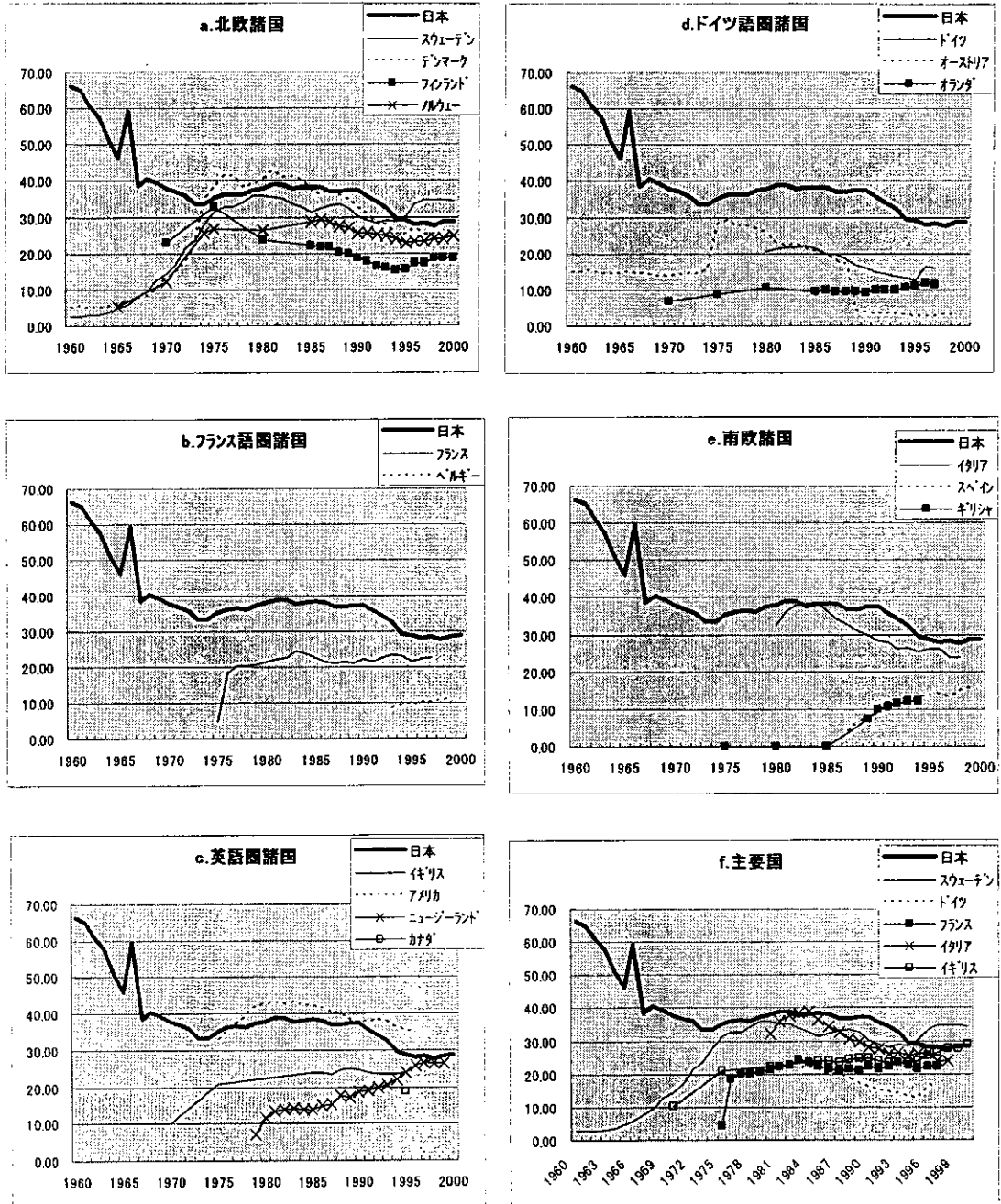


図 2-5：合法中絶率の時系列変化



以上の結果から、出生率の近接要因についてまとめると、先進諸国における平均初婚年齢・第1子平均出生年齢は一貫して上昇する傾向にあり、少子化の主要な要因とされる晩婚化・晩産化は、先進諸国で例外なく進行しているといえる。

にもかかわらず、近年の出生率の動向に地域による違いが見られるのは、なぜだろうか。ここでひとつの可能性として、価値観や家族規範と出生率の関係を指摘することができる。

すなわち先進諸国では、近年、婚外子割合の高い国で出生率が高く、婚外子割合の低い国で出生率が低いといったゆるやかな関係があり、伝統的な家族規範が出生率に対してマイナスに作用している可能性が示唆されている。そうしたなか、日本の婚外子割合についてみると、その値は他の国に比べて極端に低く、日本における伝統的な家族規範の強さが現在の低出生率につながっている可能性は否定できない。

ここでは出生率の近接要因として、結婚・出産のタイミング、婚外出産、妊娠中絶など、出生行動そのものの歴史的な変化について概観した。その結果、結婚・出産の遅れや婚外出産の増加といった出生行動における歴史的な変化を確認するこりができた。しかしその一方で、結婚・出産のタイミングの遅れや婚外出産の増加といった出生行動の変化がなぜ、どのようにして行ったのかについては、これらのデータからだけでは推測することができない。したがって次に、女性の高学歴化や社会進出といった社会経済的要因についてみていくことにしたい。

(3) 社会経済的要因

①女子の高等教育在学率

図 2-6 (a-e) は、各地域圏および日本の、女子の高等教育在学率を示したものである。ここで「高等教育」とは、UNESCO の **Tertiary level** に相当し、グラフの値は、対象となる年齢人口に対する在学者の割合を女子について計算したものである。

図 2-6 より、女子の高等教育在学率は、1960 年以降、各国とも一貫して増加する傾向にあることが分かる。したがって女性の高学歴化は、先進諸国に共通する経験として、一先ず理解することができよう。

しかし地域別にみた場合、北欧諸国、英語圏諸国で急速に女性の高学歴化が進行したのに対して、日本およびドイツ語圏諸国、南欧諸国における増加の程度は比較的ゆるやかである。日本では一般に、女性の高学歴化は少子化を促進する要因として理解されている。これに対して図 2-6 の結果は、女性の高学歴化が進行している国ほど出生率が高く、高学歴化のペースがゆるやかな国ほど出生率が低いといった関係を示唆している。

少子化との関連で、こうした 2 つの解釈が可能となる背景には、仕事と家庭(子育て)の両立という問題がある。そしてこうした女性の仕事と家庭の両立に左右するのが、労働市場における柔軟性や家族政策であろう。したがって次に、女性の労働力率や賃金格差といった労働市場に関するデータについてみる。

②女性の労働力率 (15-64 歳)

図 2-7 (a-e) は、各地域圏および日本の労働力率 (労働力人口(15-64 歳)に対する労働者の割合) を女性について計算したものである。これをみると女性の労働力率は、今日まで各国ともゆるやかな増加傾向にあることが分かる。したがって高学歴化と同様、女性の社会進出もまた先進諸国に共通する経験として理解することができるだろう。

地域による違いをみても、北欧諸国で高く、南欧諸国で低いというように、出生率との間に大雑把な正の関係をみることが出来る。そうしたなか、日本の労働力率は、中程度に位置している。しかし日本女性の労働力率については、出産適齢期 (25-34 歳) に

労働力率が低下する M 字型を描くことが一般によく知られており、女性の仕事と家庭の両立の難しさが指摘されている。したがって次に、日本女性の年齢別労働力率において M 字型の底となる 25-34 歳の労働力率についてみることにしよう。

③女性の労働力率 (25-34 歳)

図 2-8 (a-e) は、各地域圏および日本の、25-34 歳の女性の労働力率を示したものである。これをみると 25-34 歳の女性の労働力率は、先に見た全体の傾向と同様に、各国とも基本的に増加傾向にあることが分かる。したがってここ数十年の間、先進諸国では、出産適齢期にある女性についても、社会進出が着実に進行してきたといえる。

また地域別にみると、北欧諸国で相対的に高い割合を示していることは全体と変わらないが、フランスやベルギーが上位に位置するなど、若干の違いも見られている。なかでも日本は、全体では中位にあったものが、25-34 歳では最も低いレベルにまで落ち込んでおり、出産適齢期にある女性の労働力参加の難しさを指摘することができる。

④賃金格差

最後に、男性と女性の賃金格差についてみることにしよう。図 2-9 (a-e) は、製造業の平均賃金のデータをもとに男性と女性の賃金格差 (男性の平均賃金に対する女性の平均賃金の割合) を算出したものである。これをみると男女の賃金格差はほとんどの国で 1975 年以降、70-90%の横ばいを続けていることが分かる。そうしたなか日本では、男女の賃金格差が極端に大きく、1990 年代に入ってから格差は縮小しているものの、2000 年現在で 58.1%と女性の経済的自立の難しさをみることができる。

以上の結果から、社会経済的要因についてまとめると、女性の高等教育在学率および労働力率は各国とも基本的に増加する傾向にあり、女性の高学歴化と社会進出は、1960 年以降、先進諸国に例外なく、着実に進行してきたといえる。

そのうえで地域別の特徴についてみると、出生率の高い北欧諸国で女性の高学歴化・社会進出ともに最も進んでいることが分かる。この他、英語圏諸国で高等教育在学率が高く、南欧諸国で高等教育在学率・労働力率ともに低いなど、女性の高学歴化・社会進出と出生率の間に正の相関が示唆されている。

そうしたなか日本では、女性の高学歴化や社会進出は、一般に少子化の主要な要因として理解されている。日本でこのような説明が可能となる背景には、先にみた出産適齢期の女性の仕事と家庭の両立の難しさがある。すなわち仕事と家庭の両立が難しい社会において、女性の高学歴化や社会進出が進むことは、女性が仕事を捨て、家事・育児に専念することの機会費用の増大につながる。そのため女性は労働市場に留まり、結婚・出産を遅らせていく。

こうした理解のもと、現在日本では、少子化対策として、両立支援策を中心とするさまざまな政策的対応が模索されている。したがって最後に、家族政策に関する諸データについてみることにしたい。

図 2-6 : 女子の高等教育在学率の時系列変化

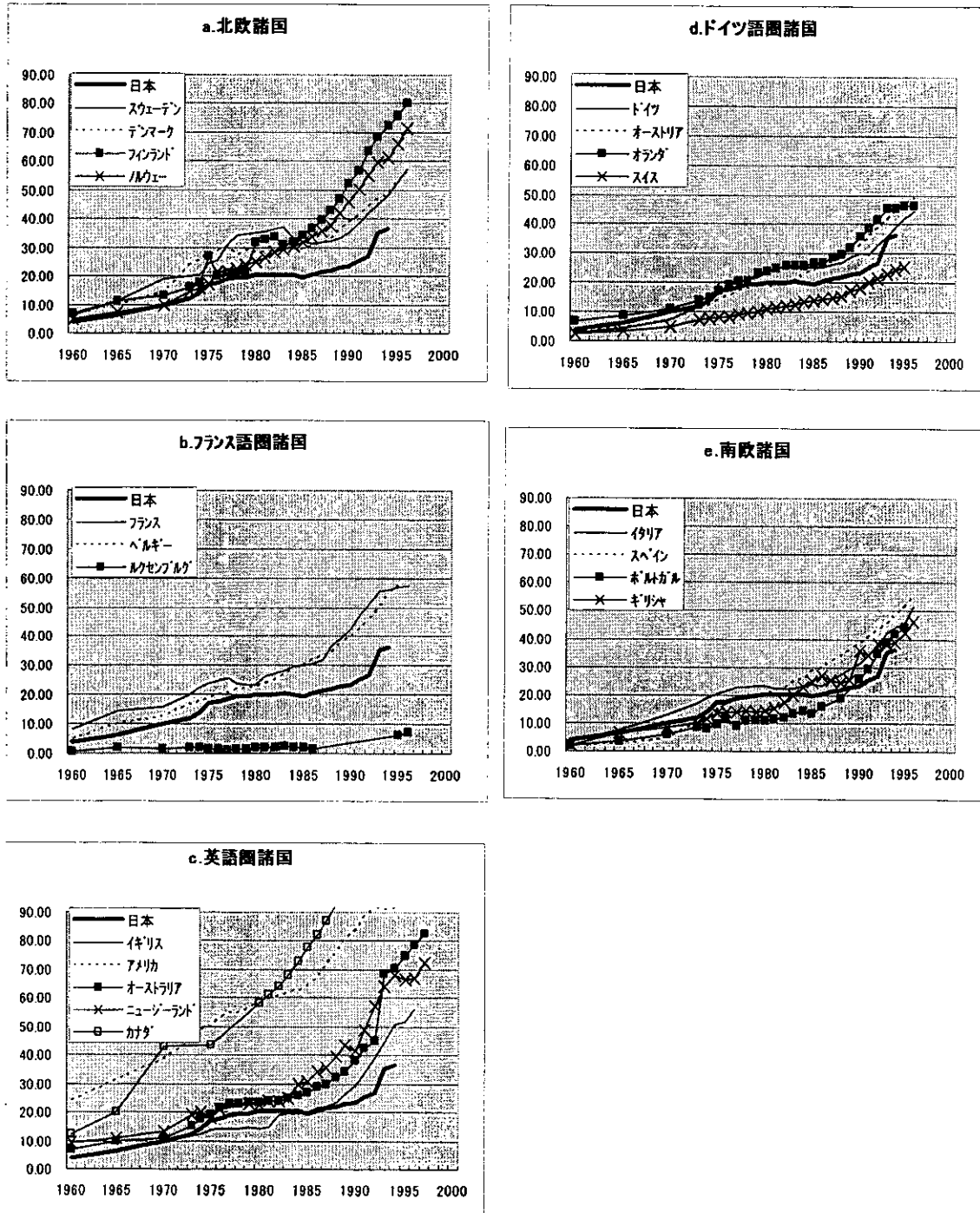


図 2-7 : 女性の労働力率の時系列変化 (15-64 歳)

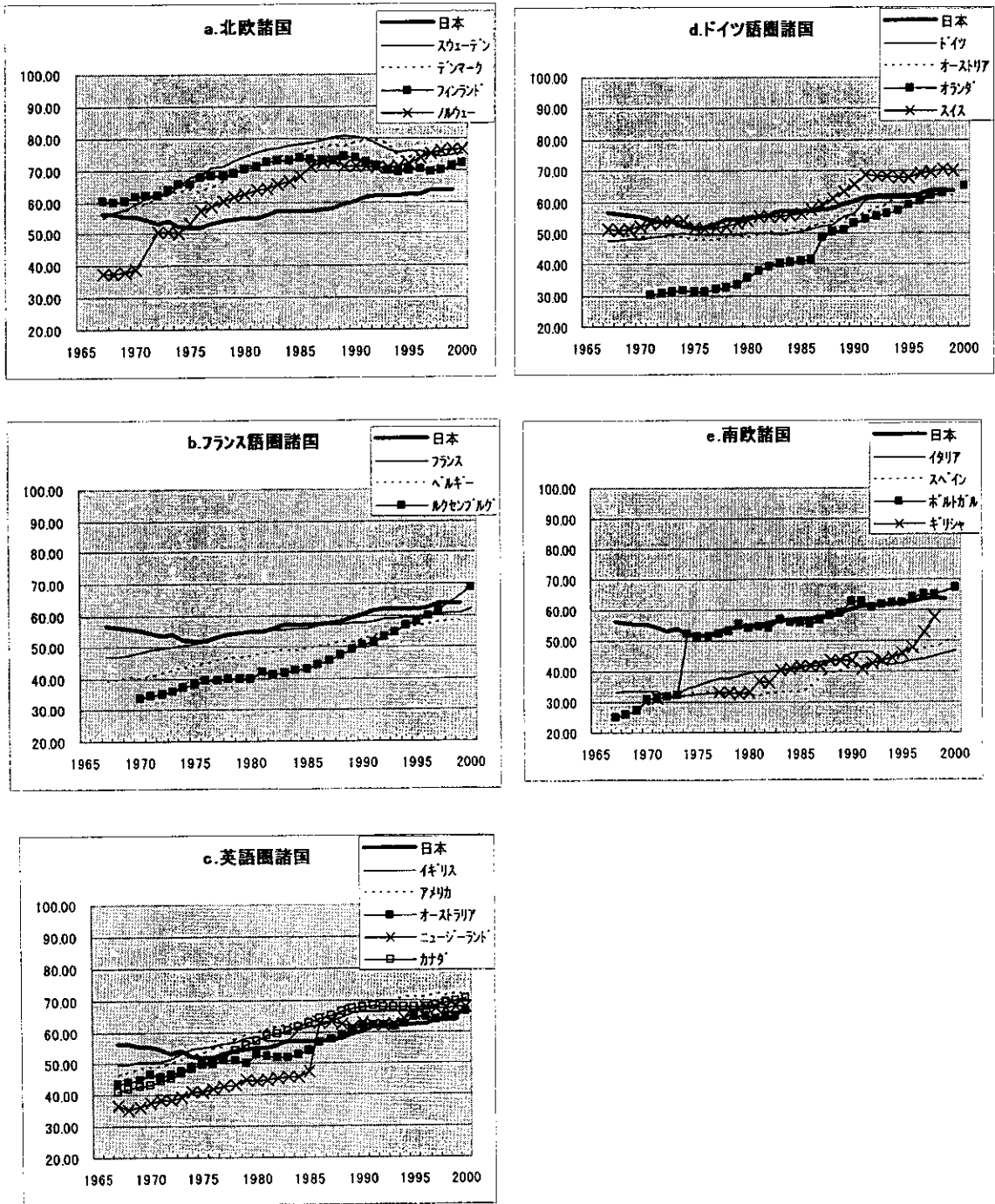


図 2-8 : 女性の労働力率の時系列変化 (25-34 歳)

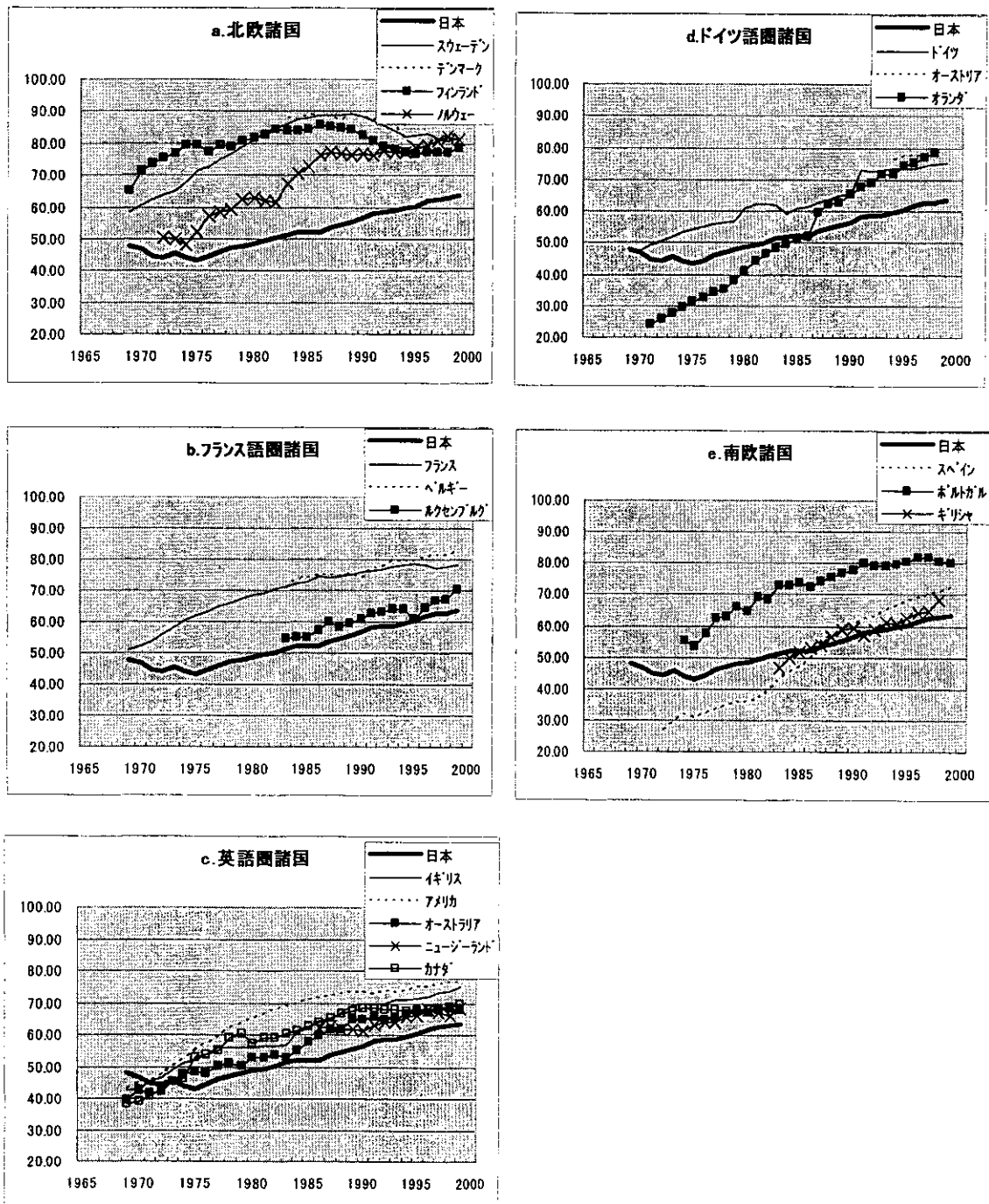
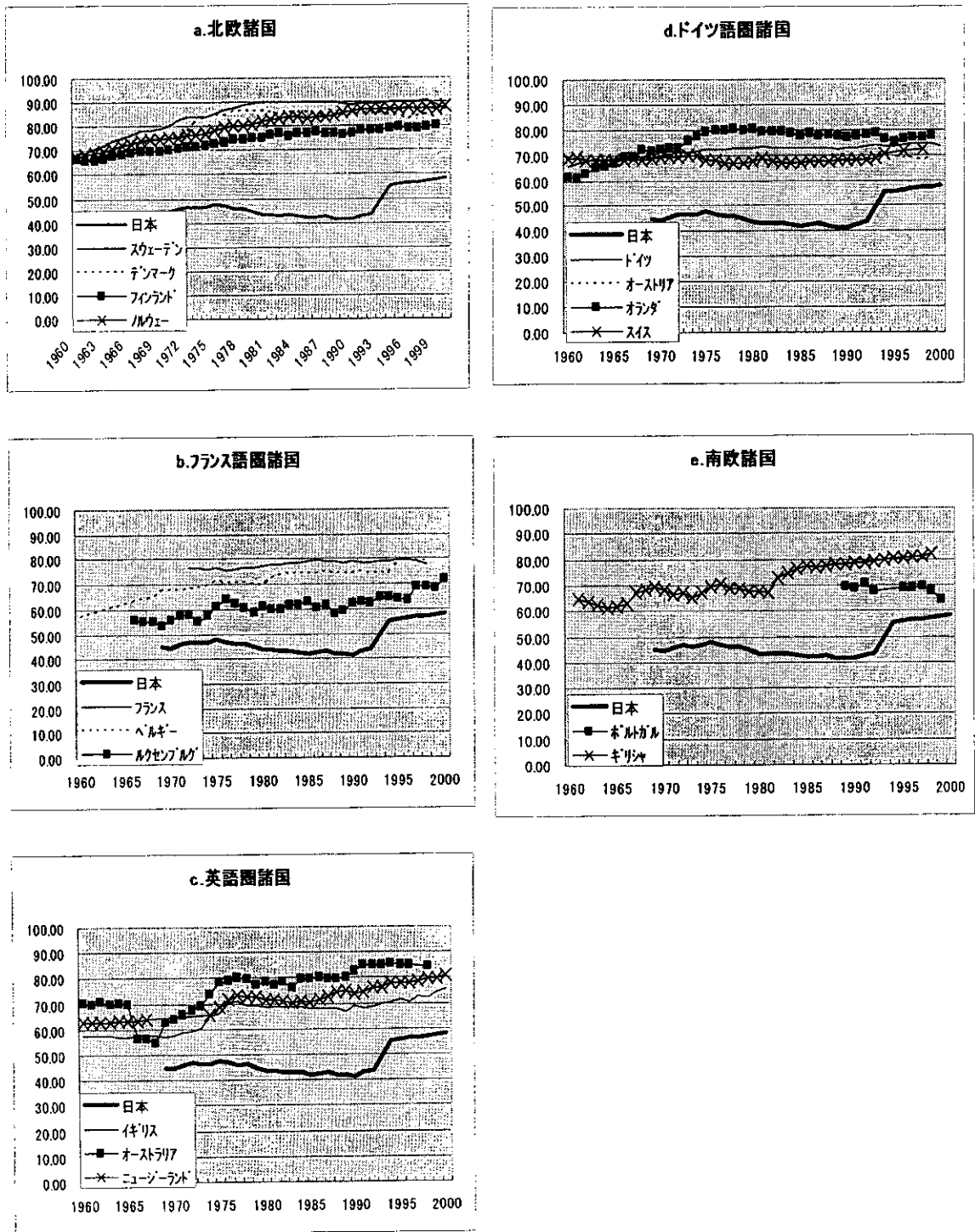


図 2-9 : 賃金格差の時系列変化



(4) 家族政策

本研究では、(2)(3)で紹介した時系列のマクロ・データのほか、少子化対策として期待されるいくつかの家族政策についてもできる限り基礎的なデータの収集に努めた。但し、ここで集められたデータは、国ごとに異なる制度を比較するため、適宜、比較可能なかたちに加工されている。具体的には、①出産・育児休業制度、②保育政策、③児童手当制度、④税制による扶養控除の4つについて基礎的なデータを収集・加工し、データベース化している。以下では、その概要について紹介する。

①出産・育児休業制度³

はじめに各国の出産・育児休業制度についてみる。図2-10は、各国の出産・育児休業制度について a.最長期間、b.給付期間、c.完全補償期間の時系列変化をグラフにしたものである。ここで示した3つの指標は、Ruhm, C.J. and Teague, J.L.(1997)の Total leave, Paid leave, Full pay weeks に対応するものであり、a.最長期間とは、法律で認められた出産・育児休暇の最長期間(出産休暇と育児休暇の合計値)を、b.給付期間は、最長期間のうち何らかの給付が行われる期間を、それぞれ算出したものである。またc.完全補償期間は、休業期間を通して支給される給付額の合計が休業前賃金の何週分に相当するのかを計算したものであり、一律手当型⁴の国では製造業の平均賃金(女性)をベースに計算されている。

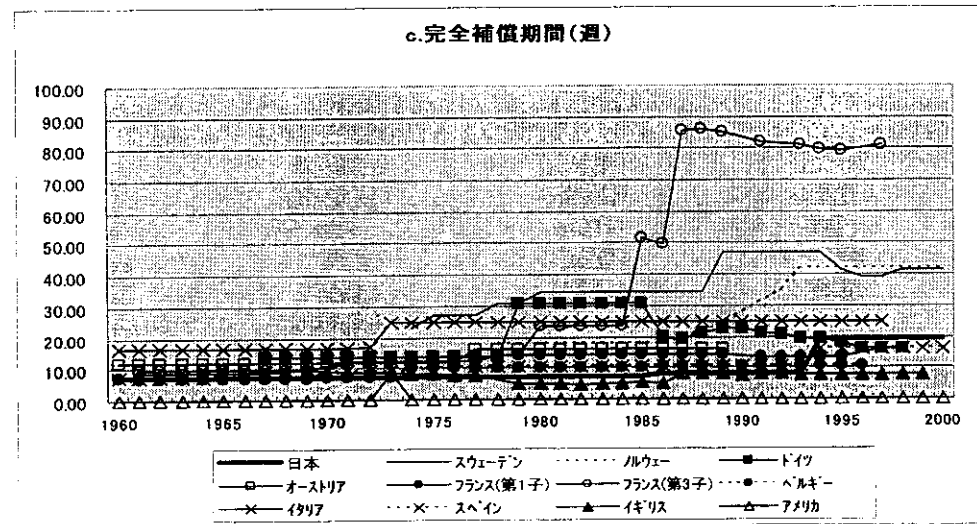
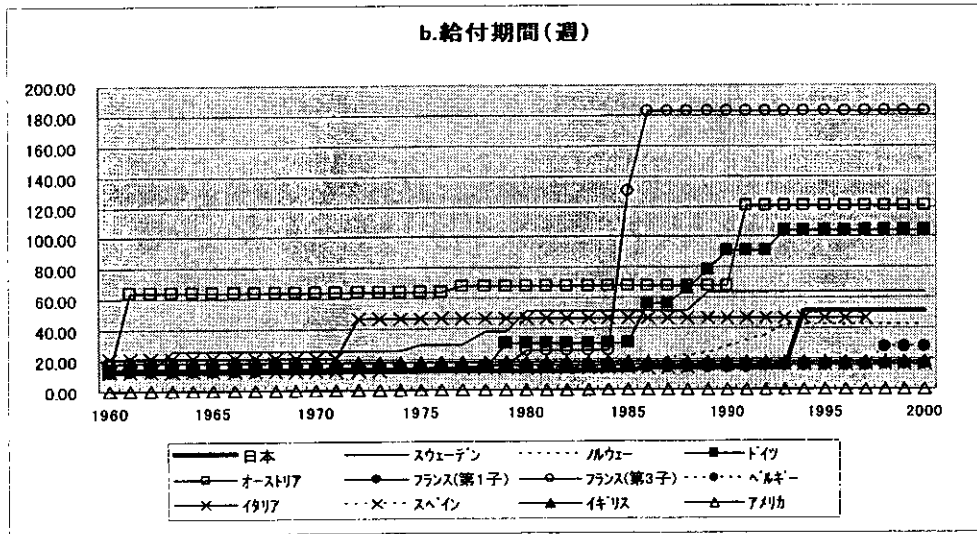
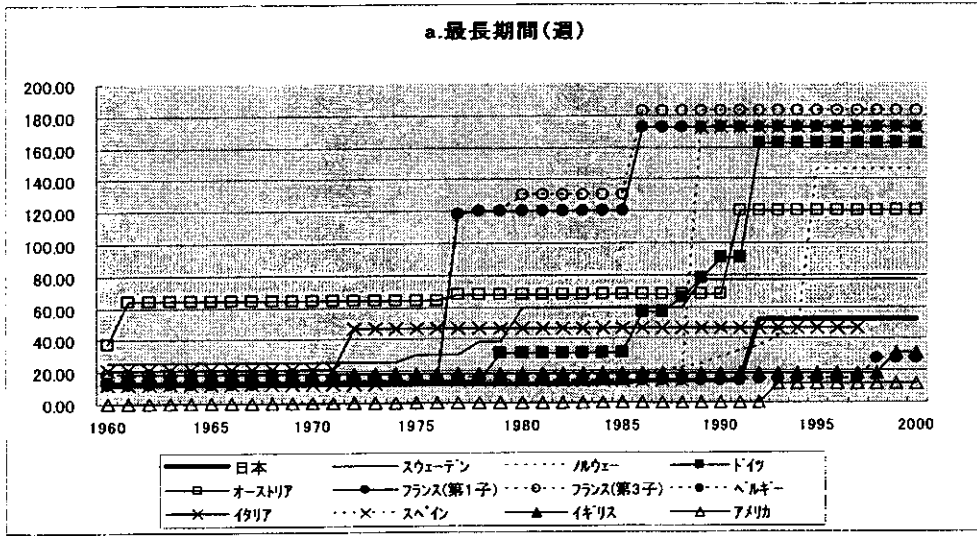
図2-10より、最長期間、給付期間、完全補償期間とも、各国で育児休業制度が導入され始めた1970年代後半以降、長期化する傾向にあり、それにともなって国によるばらつきも大きくなっている。そうしたなか国別の特徴についてみると、フランスやドイツ、オーストリアといった一律手当型の国で2~3年という長い期間の休業が認められているのに対して、スウェーデンやノルウェー、イタリア、日本といった所得保障型の国では、給付期間1年(52週)前後に集中する傾向がみられている。また完全補償期間についてみると、フランス(第3子)⁵およびスウェーデン、ノルウェーの北欧諸国で完全補償期間が40週を超え、手厚い保障がなされているほかは、いずれの国も20週前後に集中しており、休業中の所得保障という点では各国ともあまり充実しているとはいえない。

³ 労働者の出産・育児に関する休暇を Françoise Core and Vassiliki Koutsogeorgopoulou (1995)にしたがって分類すると、①出産休暇(出産前後の限られた期間に母親に与えられる休暇)；②父親休暇(出産前後の限られた期間に父親に与えられる休暇)；③育児休暇(乳幼児を世話できるように親のいずれかに与えられる長期休暇)；④家庭事情休暇(病気の子供の世話など、家庭上の理由から労働者に与えられる休暇)の4つに大別することができる。そのなかで本稿が扱う出産・育児休暇は、上記の①および③についてである。

⁴ 古橋(1993)は、各国の育児休業制度を所得保障のタイプから次の3つに区別している。①所得補償型(休業前賃金を基準に給付額を決定)；②一律手当型(所得に関わらず、給付額は一定)；③無保障型(休業中の所得保障はない)。本稿における「所得保障型」「一律手当型」「無保障型」の区別も古橋のこの分類にしたがったものである。

⁵ フランスの育児休業制度では、第1子には所得保障が認められていない。したがってここでは、第1子と第2子以降を区別するため、「第1子」と「第3子」の2つのケースについて示した。

図 2-10 : 出産・育児休業制度の最長期間・最長給付期間・完全補償期間



②保育政策

次に、もう一つの重要な両立支援策である保育政策についてみることにしたい。保育に関しては統一制度がない国も多く、そういった国では国としての公式なデータが存在しないため、比較可能な時系列データを収集することは事実上、困難であった。したがってここでは、保育施設入所率（対象年齢人口に対する入所児童の割合）の最新データについてのみ、見ることにしたい。

表 2-1（資料編：表 4-13）は、各国の保育制度についてその特徴をまとめたものである。これをみると 3-6 歳の保育施設入所率⁶は、各国とも 50%以上と高く、比較的ばらつきが小さいことが分かる。それに対して 0-3 歳の入所率については、国・地域によってかなりの開きがみられている。具体的には、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなど北欧諸国で 0-3 歳の保育施設入所率が高く、低年齢児の保育サービスが充実しているのに対して、ドイツ語圏諸国、南欧諸国では、0-3 歳の保育施設入所率が極端に低く、低年齢児の保育が一般に普及していないことが分かる。

こうした結果は、先に見た女性の労働力率の傾向にも通じており、保育サービスの充実が、乳幼児を持つ女性の社会進出を促進しているとも考えられる。そしてこのことは同時に、保育政策の少子化傾向を変更しうる可能性を示しているといえるのかもしれない。

表2-1:各国の保育制度

	主な保育施設 名称	対象年齢	保育時間	保育施設入所率	
				(0-3歳)	(3-6歳)
日本	保育園 幼稚園	0-5 3-5	最長17時間 標準4時間	21	52
スウェーデン	Daghem	0-6	6:30AM-6PM	48*	79
デンマーク	Vuggestue Børnehaven Aldersintegreret	0-2 2-7 0-7	7AM-6PM	58*	83
フィンランド	Palvakoti	0-7	7AM-5PM	48*	73
ノルウェー	Barnehager	1-6	7AM-5PM		
ドイツ	Krippe Kindergarten	0-3 3-6	全日制が多い 半日制が多い	5	85
オーストリア	Kinderkrippen			3	80
オランダ	Kinderdagverblijven	0-4	7AM-6PM	8	71
スイス					
フランス	Creche Ecole maternelle	0-2 3-6	8:30AM-4:30PM	29	99
ベルギー				30	97
ポランド					
イタリア	Asilonido Uola maternal	0-3 3-5	8:30AM-4:30PM	6	95
スペイン				5	84
ポルトガル				12	48
ギリシャ					
イギリス	Day nursery	0-4	7:30AM-6PM	2	60**
アメリカ	Childcare center	0-5		26	71
オーストラリア	Long day care			-	80
ニュージーランド	Creche Kindergarten	0-5 3-5	全日制、フレックス等 半日制	25	85
カナダ					

*は1歳から

**は3-4歳

6 ここで保育施設は、半日制を含む。

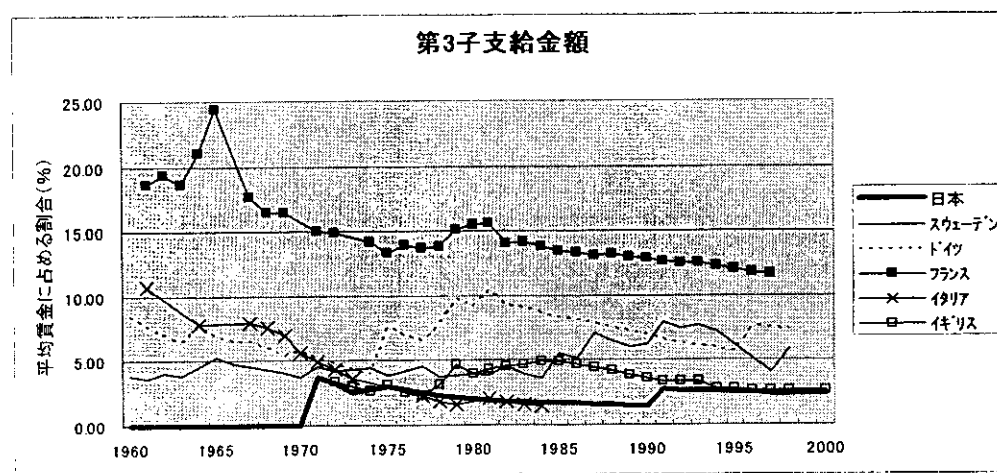
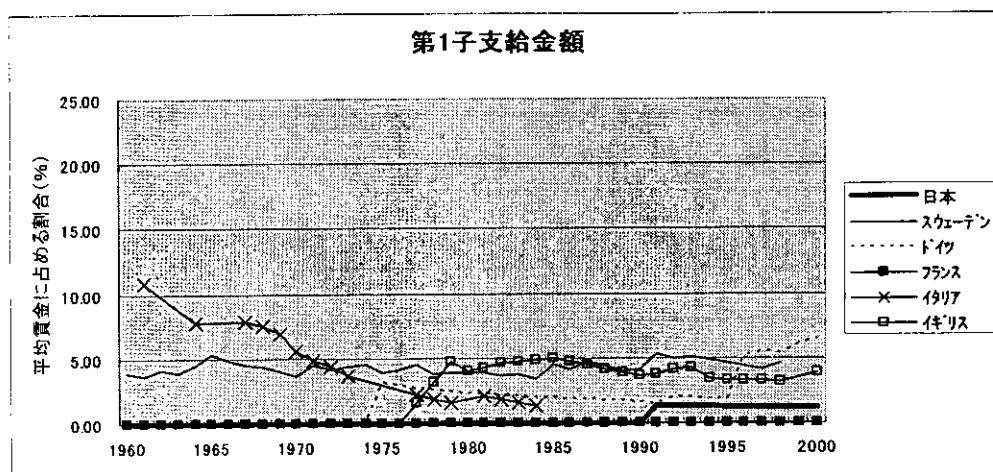
③児童手当制度

先にみた両立支援策と並んで少子化対策の重要な位置を占めるのが、子育て家庭に対する経済支援策である。本研究では、こうした子育て家庭に対する経済支援策として、③児童手当制度と④税制による控除の2つを取り上げた。ここではまず児童手当制度の歴史的変遷についてみることにしたい。

図 2-11 は、主要国の児童手当制度について第 1 子・第 3 子支給金額の歴史的変遷を示したものである。これをみると、1975 年以降、各国とも大きな変化はなく、児童手当制度が金額の面で拡充されてきたとは言えない。また第 1 子支給金額は、ほとんどの国で製造業の平均賃金の 5%未満と、比較的ばらつきが小さいのに対し、第 3 子支給金額は、2-15%とばらつきが大きくなっていることが分かる。

そうしたなか日本についてみると、第 1 子・第 3 子ともその支給金額は最も低い水準にある。しかし日本やアメリカなどいくつかの国では、手当よりもむしろ税制によって実質的な支援が行われており、児童手当の金額だけで子育て家庭に対する経済的支援を議論することはできないだろう。したがって次に、税制による控除を含めた子育て家族への経済的支援についてみることにしたい。

図 2-11：支給金額の歴史的推移



④税制による扶養控除

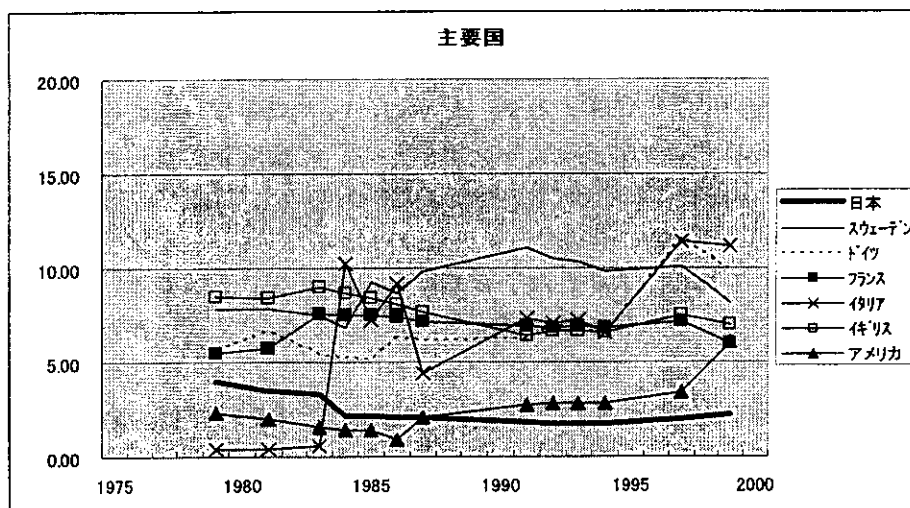
表 2-2 (資料編：表 4-18) は、1999 年時点の、平均的な片働き (子ども 2 人) 世帯に対する児童手当および税控除の所得に占める割合を示したものである。これをみると多くの国で、平均的な子育て家庭に対する経済的支援として、児童手当が支給されていることが分かる。そうしたなか税制による支援が行われている国としては、日本、ドイツ、スペイン、アメリカを挙げることができる、しかしこれらの国では、ドイツを除き、総給付の値が総じて低くなっており、平均的な子育て家庭に対する経済的支援としては、児童手当制度の比重が大きな国の方が手厚い保障がなされているということが出来るだろう。

一方、図 2-12 は、平均的な片働き (子ども 2 人) 世帯に対する総給付の時系列変化を示したものである。これをみると、児童手当の支給金額 (図 2-11 参照) と同様、税控除を含めた総給付も 1980 年以降、各国とも大きな変化はみられていない。

表2-2: 税制による控除と児童手当(製造業の平均賃金に対する割合)

	社会保障	税制		総給付
	児童手当	税額控除	扶養控除	
日本	0		2.28	2.28
スウェーデン	8.16			8.16
デンマーク	6.67			6.67
フィンランド	9.77			9.77
ノルウェー	8.36	1.37		9.73
ドイツ		9.86		9.86
オーストリア	12.92	4.34		17.26
オランダ	7.13			7.13
スイス	8.22		0.07	8.30
フランス	6.02			6.02
ベルギー	10.21	2.58		12.79
ルクセンブルク	15.02	3.98		19.00
イタリア	9.44	1.73		11.17
スペイン			3.35	3.35
ポルトガル	5.05	2.71		7.76
ギリシャ				0
イギリス	7.02			7.02
アメリカ		3.34	2.75	6.09
オーストラリア	3.13			3.13
ニュージーランド				0
カナダ		6.32		6.32

図 2-12：経済的支援（手当+控除）の歴史の変遷



以上の結果から、家族政策の歴史の変遷についてまとめると、子育て家庭に対する経済的支援策である児童手当制度および税制による控除に関しては、国による違いが比較的小さく、歴史的にもあまり変化していないのに対して、両立支援策である出産・育児休業制度は、1970年代後半以降、拡充の方向にあり、国によるばらつきも大きいことが明らかとなった。またもうひとつの両立支援策である保育政策については、十分なデータを集めることができなかつたが、出生率の高い国で低年齢児の保育施設入所率が高い傾向にあるなど、少子化対策としての重要性が示唆された。

3. おわりに

最後に、本研究で収集されたデータから明らかとなった各地域の傾向について表 3-1 を参考にまとめることにしよう。

- (1) 北欧諸国：出生率は高。婚外子割合が高く、近年、平均初婚年齢と第1子平均出生年齢の間に逆転現象がみられている。また家族政策に関しては、出産・育児休業制度、保育政策といった両立支援策が充実しており、女性の社会進出も進んでいる。
- (2) フランス語圏諸国：出生率は高。子育て家庭に対する経済的支援、保育政策が比較的充実している。
- (3) 英語圏諸国：出生率は高。婚外子割合、合法中絶率が高く、女性の高学歴化が進んでいる。家族政策はあまり行われていないが、低年齢児の保育サービスは比較的充実している。
- (4) ドイツ語圏諸国：出生率は低。女性の高学歴化はあまり進んでいない。家族政策に関しては、子育て家庭に対する経済的支援は比較的充実しているが、低年齢児の保育サービスが不足している。
- (5) 南欧諸国：出生率は低。低年齢児の保育サービスが不足しており、女性の社会進出が進んでいない。

表3-1: 各指標の相対的位置(最新年次)

	TFR	平均初婚年齢	第1子平均出生年齢	婚外子割合	合法中絶率	高等教育 在学率	労働力率 (全体)	労働力率 (25-34)	賃金格差	最長期間	給付期間	完全給付期間	経済支援 (手当+控 除)	保育施設 入所率 (0-3歳)	保育施設 入所率 (3-5歳)
日本	1.36	27.00	28.00	1.63	28.70	36.50	63.60	63.60	58.12	52.10	52.10	19.40	2.28	21.00	52.00
オース トラ リア	1.54	30.15	27.09	55.33	34.25	57.40	75.00	81.50	86.67	77.10	64.30	41.70	8.16	48.00	79.00
デン マーク	1.77	28.53	27.49	44.58	24.57	53.10	75.90	81.60	83.30	-	-	-	6.67	58.00	83.00
ドイツ	1.73	28.01	27.40	38.21	18.66	60.00	72.20	78.40	80.23	-	-	-	9.77	48.00	73.00
アイス ランド	1.85	28.60	26.90	49.58	24.71	71.20	76.30	81.40	88.01	146.30	42.00	42.00	9.73	-	-
ノル ウェ	1.36	27.20	28.03	22.14	16.12	44.40	63.70	75.10	73.51	162.40	104.30	16.07	9.86	5.00	65.00
スウェ ーデン	1.34	27.17	26.35	31.30	3.89	48.60	62.20	77.50	68.36	120.30	120.30	16.00	17.26	3.00	80.00
フィン ランド	1.72	27.82	28.63	24.94	11.85	46.30	65.20	78.50	77.54	-	-	-	7.13	8.00	71.00
ニュ ージー ランド	1.50	27.88	28.68	18.69	-	25.28	78.10	-	72.01	-	-	-	8.30	-	-
フランス	1.89	27.70	28.67	41.74	22.56	57.40	62.00	78.10	77.79	172.40	16.00	16.00	6.02	28.00	69.00
ベル ギー	1.66	28.10	26.88	15.48	11.85	57.30	58.10	82.70	79.23	27.90	27.90	18.80	12.79	30.00	97.00
オランダ	1.70	27.12	28.35	22.05	-	7.00	68.80	70.30	71.59	-	-	-	19.00	-	-
イタ リア	1.23	27.00	28.70	18.16	23.98	51.60	48.80	-	-	47.10	47.10	24.80	11.17	6.00	85.00
ポ ーランド	1.24	27.70	28.95	16.30	15.60	55.60	58.70	72.40	-	172.40	16.00	16.00	3.25	5.00	84.00
ギリ シア	1.50	25.25	26.43	22.20	-	44.40	67.20	80.30	64.36	-	-	-	7.76	12.00	48.00
韓国	1.29	26.60	27.32	3.87	12.15	46.30	57.90	68.50	82.02	-	-	-	0.00	-	-
中国	1.65	28.00	28.11	28.48	29.06	56.30	67.50	75.00	75.41	31.00	18.00	7.85	7.02	2.00	60.00
インド	2.13	25.10	-	33.29	35.10	91.80	71.80	76.40	-	12.00	0.00	0.00	6.09	26.00	71.00
インド ネパール	1.75	28.30	-	-	-	82.90	66.40	67.90	84.44	-	-	-	3.13	-	80.00
タイ	2.00	-	-	-	26.70	72.60	67.60	68.40	80.83	-	-	-	0.00	25.00	65.00
シン ガポール	1.76	26.30	-	-	18.70	85.30	78.40	69.80	-	-	-	-	6.32	-	-
第1四分位	1.36	26.70	27.10	14.30	13.88	45.30	62.70	69.60	71.80	31.00	16.00	18.80	4.69	5.00	71.00
第2四分位	1.66	27.50	28.00	23.30	22.56	55.60	67.20	76.40	77.80	77.10	42.00	16.00	7.13	21.00	80.00
第3四分位	1.78	28.00	28.70	28.20	27.70	71.90	71.70	80.30	82.70	152.40	64.30	24.80	9.82	30.00	85.00

太字は第1四分位数以下の値

網掛けは第3四分位数以上の値